

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 政策経営会議（第12回）
事務局（担当課）		政策経営部企画課
開催日時		令和7年1月9日（木）午後1時45分～2時10分
開催場所		庁議室
議題		1. 児童養護施設等の誘致について 2. 区営住宅の建替えによる一般区営住宅と福祉住宅を集約した新たな区営住宅の整備について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 資料は政策形成段階の資料のため非公開
出席者	委員	区長、副区長(2)、教育長、政策経営部長、区長補佐担当部長、総務部長、企画課長、財政課長、行政経営課長
	説明者	子ども家庭部長、子育て支援課長、都市整備部長、住宅課長
	事務局	企画課企画調整係長

審議経過

案件 1：児童養護施設等の誘致について

（1）案件の説明・主な意見と質疑

説明者： 令和 6 年 1 月に豊島区児童福祉審議会に諮問した「児童養護施設のあり方」について、昨年末に答申案が固まり、1 月 30 日の審議会で答申予定である。

答申案は「里親と里親委託児童への支援機能を持ち、地域における施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な、多機能型児童養護施設誘致を区内に整備することが望ましい」という内容である。

区では、児童相談所の設置準備の時代から児童養護施設のあり方を検討してきたが、答申内容を受け、区における社会的養育の現状と課題等を踏まえ、多機能型児童養護施設を区内に誘致することとし、施設内容、整備用地等の詳細は、令和 7 年度から調査・検討を開始したい。

区長： 了承

（2）結論

提案のとおり決定する。

案件 2：区営住宅の建替えによる一般区営住宅と福祉住宅を集約した新たな区営住宅の整備について

（1）案件の説明・主な意見と質疑

説明者： 東京都から移管された区営住宅のうち、6 団地 8 棟は築 35 以上が経過し、大規模改修が必要な時期を迎えている。

また、高齢者向け福祉住宅「つつじ苑」のうち、民間借り上げで実施している 9 団地については賃借料の負担が大きく赤字運営で、かつ築 30 年を経過したものもある。

そこで、現在の区営住宅の改修計画を見直し、敷地の有効活用により住戸数を増やした一般住宅の建て替えを行い、高齢者などへの優先枠を設け、個別に見守りを行うつつじ苑の機能を維持することで、借り上げつつじ苑を順次返還し、区営住宅の更新と安定供給を図る。

返還するつつじ苑オーナーには、区が入居支援や家賃補助などを行う「セーフティネット専用住宅」や次年度新たに始まる「居住サポート住宅」への登録勧奨を行い、高齢者、障害者など住宅確保要配慮者が入居できる住宅として活用を図っていく。

具体的には、築年数の古い 3 団地 3 棟を第 1 次整備計画とし、事業者と入居者移転支援や住宅の設計・除却・建替えをセットにした整備協定を締結し、住宅完成後、買取方式で整備する。その状況を踏まえ、残りの 3 団地 4 棟の建替え計画を策定する。

第 1 次計画の経費は建設費が 28 億、入居者支援が 6,800 万、特財は 12 億 6 千万程度と想定している。

今後の予定は、2 月に都市整備委員会で長寿命化計画の改定を報告、3 月の業者選定委員会でプロポーザルの実施について協議、令和 7 年度に入ってからプロポーザルを実施して予算化、債務負担を設定し、令和 8 年 4 月の実施に向けていきたいというふうに考えている。

副区長： 課題はあるか。

説明者： 住み替えで居住エリアが変わることについて、上池に住んでいる人が要町に行くかどうかは課題として残ると考える。また、母子世帯のつつじ苑があるので、学校のエリアが変わるなどの事情がある場合は、つつじ苑の返還の時期をずらすなどの配慮が必要になる可能性もある。

副区長： 新たな区営住宅と現在のつつじ苑の入居条件、収入基準等は同じなのか。

説明者： 収入基準はつつじ苑よりも区営住宅の方が低い。

副区長： 新たな区営住宅という言い方をすることで、公営住宅法に基づく対象者の枠が増えると誤解されないように、発信の仕方に気を付ける必要がある。

区長： 整備計画については了承。要件等ソフト面については別途調整。

（2）結論

提案のとおり決定する。

会議の結果	1. 児童養護施設等の誘致について → 決定 2. 区営住宅の建替えによる一般区営住宅と福祉住宅を集約した新たな区営住宅の整備について → 決定
--------------	---

提出された資料等	資料1. 児童養護施設等の誘致について 資料2. 区営住宅の建替えによる一般区営住宅と福祉住宅を集約した新たな区営住宅の整備について ※資料1・2は政策形成段階の資料のため、非公開とする
-----------------	---